

上條小学校3号館耐震補強設計に係る第三者委員会設置要綱

(設置)

第1条 泉大津市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は平成22年度に実施した上條小学校3号館耐震補強設計に関して、公正中立かつ客観的な検証等を行うため、第三者委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、調査、検証、考察を行い、その結果を教育委員会へ報告するものとする。

- (1) 上條小学校3号館(以下「3号館」という。)は、「コンクリート強度が低いため公的基準を満たす耐震補強はできない施設である」と認識した上で耐震補強を実施した理由
- (2) 耐震補強後の3号館について、公的基準を満たしていないことを公表せず、耐震補強が完成したとした理由
- (3) 前2号の理由について適正であったか、また、職員及び元職員の責任と懲戒、賠償請求等の可否
- (4) 3号館の耐震補強設計を受諾した業者の責任と当該業者への賠償請求等の可否
- (5) 今回の事例を含め、再発防止策に関すること
- (6) その他、委員会の設置目的を達成するために必要な事項

(委員)

第3条 委員会は、4人以内の委員をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 弁護士
- (2) 有識者
- (3) その他、教育委員会が適当と認める者

3 委員の任期は、前条の所掌事務につき、教育委員会へ報告が終了するまでの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、最初の会議は、教育長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 会議は原則として公開とする。ただし、委員会の会議の全部又は一部を公開しないこととするを委員長が委員会に諮って決定したときは、当該会議の全部又は一部を公開しないこととすることができる。
- 5 委員会は、その所掌事務の遂行上必要があるときは、関係者に対し、資料の提供又は出席を求め、説明又は報告をさせることができる。

(報告)

第6条 委員長は、所掌事務の進捗状況を必要に応じて教育委員会に報告する。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年11月7日から施行する。